

鳥取県告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社日進設備工業	有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	平成25年2月27日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売